

教委教人第2729号  
平成27年12月25日

各県立学校長 殿

教育人事課長

住居手当を受給するための賃貸借契約の名義について（通知）

上記のことについて、下記の要件に該当する場合、賃貸借契約の名義を本人名義に変更することなく住居手当を受給できることとしたので通知します。

なお、当該取扱いについては平成28年1月1日から適用することとします。

記

1 原則

住居手当を受給するためには、手当を受給する本人を名義とした賃貸借契約を締結していることが必要。

2 要件

同居する配偶者が県職員であり、当該配偶者が住居手当を受給していたが育児休業を取得することにより住居手当を受給できなくなることを。

3 事務手続き

当該育児休業に係る子の出生日及び育児休業からの復帰日を事実発生日とした住居届を提出すること。なお、住居届は夫婦ともに提出する必要があるが、認定に必要な関係書類に加えて、配偶者の育児休業にかかる辞令の写し（受理後速やかに添付することをもって足りるものとする）及び以下のいずれかの書類に、配偶者の所属・氏名・職員番号を付記して住居届に添付すること。

添付書類：住民票の写し、出産届受理証明書の写し、母子健康手帳の出生証明書の写しのいずれか一つ

4 留意事項

住居届の事実発生日はそれぞれ「育児休業に係る子の出生日」及び「育児休業からの復帰日」となるため、事実が発生した際には速やかに住居届を提出すること。また、認定権者が異なる場合は、二重払いや支給漏れがないよう確認すること。

担当 給与管理班 富田・足立  
TEL 097-506-5615/5619